

子どもの人権擁護の取組状況について

1 これまでの子どもの人権擁護の主な取組内容について

本市において体罰事案やいじめ重大事態事案など、子どもの人権が著しく侵害される重大な事案が発生したことから、それを教訓として体罰等の根絶に向け、以下のとおり子どもの人権擁護の取組を行っている。

- 子どもの人権アンケートを毎年度実施（令和元年度～）
- 市ホームページに「体罰通報窓口」の設置（令和元年6月）
- こども青少年局内に「こどもの人権擁護担当課」を設置（令和2年4月）
- 「体罰のない社会を実現するための基本方針」の策定（令和2年8月）
- 「教育委員会体罰根絶アクションプラン」の策定（令和2年度）
- 子どもの育ち支援条例を改正し、子どものための権利擁護委員会を設置（令和3年4月）

2 子どもの人権アンケートについて

- ① 対象者：市立小・中・高・特別支援学校の児童生徒
（児童ホーム・こどもクラブを含む）
- ② 調査項目：「身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えることに関すること」
「性的なことに関すること」
「恐怖感や屈辱感等を与え、心を傷つける言葉遣いに関すること」
- ③ 調査時期：令和6年10月1日～10月31日
- ④ 調査方法：学校を通じてアンケートの案内を配布し各児童生徒が家庭に持ち帰り、デジタル媒体を使って各家庭にて回答する。
- ⑤ 調査結果：体罰認定1件、体罰以外の不適切な行為・言葉遣い等2件

<詳細な内容確認結果：認定分>

	体罰	不適切な行為・言葉遣い等	合計
令和6年度	1	2	3
令和5年度	0	2	2
令和4年度	1	4	5
令和3年度	1	6	7
令和2年度	1	10	11

3 子どものための権利擁護委員会

(1) 同委員会の概要

- ① 位置付け：尼崎市子どもの育ち支援条例第23条に基づき、子どもの人権擁護の事項に関して調査審議を行う独立性と専門性を有する付属機関

② 委員会の組織

- ・委員 : 子どもの人権擁護について専門的な知識経験を有する者
(弁護士、大学教員など)
- ・専門委員: 専門の事項を調査させるため専門的な知識経験を有する者
- ・相談員 : 相談窓口における子どもの人権擁護に係る相談員
- ・3つの機能: 調査・調整機能、提言機能、広報・研修機能
- ・委員会の基本方針: 「子どもの話をしっかり聴く」「子どもの意思や意見を尊重」「子どもにとって一番いい解決策を一緒に考える」

③ 相談件数

相談対象者	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (12月末時点)
就学前	1件	5件	1件
小学校	20件	24件	9件
中学校	8件	12件	15件
高等学校	4件	6件	6件
その他	0件	0件	1件
合計	33件	47件	32件

④ 相談内容

相談内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (12月末時点)
学校・保育施設等の指導上・対応上の問題、不満	2件	8件	4件
交友関係の悩み	3件	8件	2件
教職員の暴言・威嚇	0件	4件	5件
教職員の指導上・対応上の問題	6件	1件	1件
行政機関の指導上・対応上の問題、不満	0件	1件	0件
いじめ	6件	10件	7件
家族関係の悩み	1件	2件	5件
家庭内虐待	0件	2件	0件
子育ての悩み	0件	0件	0件
学校以外の指導者の体罰・暴力	3件	0件	0件
教職員の体罰・暴力	1件	0件	1件
その他(不登校、心身の悩み、福祉的処遇、子ども同士の暴力、セクハラ、校則、学級崩壊、進路問題 など)	11件	11件	7件
合計	33件	47件	32件

以上

体罰のない社会を実現するための基本方針

平成6年（1994年）に日本が批准した「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）及び「尼崎市子どもの育ち支援条例」の趣旨を踏まえ、尼崎市における体罰の根絶に向け、以下の通り「体罰のない社会を実現するための基本方針」を定めます。

1 基本方針

(1) 子どもを尊重します。

子どもの意見を尊重し、子どもにとって何が最も良いことを考え、行動します。

(2) 体罰を許しません。

「体罰は人権侵害であり決して許さない」という共通認識を持ちます。

(3) 暴力の連鎖を断ち切ります。

体罰では正常な倫理観を養えず、むしろ力による解決志向を助長します。体罰を根絶し、暴力の連鎖を断ち切ります。

以 上

※ 体罰とは、学校や家庭で行われる、罰を与えることを目的として、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為のことです。どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

令和2年8月21日

尼崎市長

尼崎市教育委員会

体罰のない社会を実現するための取組方針

令和2年8月21日

「体罰のない社会を実現するための基本方針」に基づき、尼崎市及び尼崎市教育委員会は、以下の取組を地域住民、保護者、その他子どもに関わるあらゆる機関と緊密に連携し、推進するものとします。

1 取組方針

- (1) 尼崎市及び尼崎市教育委員会（学校園を含む。以下、同じ。）は、子どもに関わるすべての大人及び子どもたちが、体罰に関する知識を学ぶ機会を設けるなど、体罰を容認する風土の一掃に努める。
- (2) 尼崎市及び尼崎市教育委員会は、親や教員等が子どもたちと向き合い、体罰によらない指導ができるよう環境を整え、また、親や教員等をサポートするための取組を推進する。
- (3) 尼崎市及び尼崎市教育委員会は、子どもに関わるすべての大人及び子どもたちが、体罰を知ったときには、直ちに、安心して通報できる仕組みを充実させるとともに、独立性と専門性をもった第三者機関の設置など、迅速に適切な対応をとれる体制を構築する。

以 上

令和6年度子どもの人権アンケートの調査結果について

1 子どもの人権アンケートの趣旨

尼崎市では、「児童の権利に関する条約」(以下「条約」という。)及び「尼崎市子どもの育ち支援条例」(以下「条例」という。)に基づき、これまで子ども・子育て施策に取り組んできました。

しかしながら、本市で重大な体罰事案が発生したことから、それを教訓として、体罰等の根絶に向け、令和2年8月に「体罰のない社会を実現するための基本方針」を定めるとともに、条例を改正し、子どもが今を生きる存在であるとともに、権利の主体であることを明確にし、具体的に子どもの人権を保障する取り組みを推進していくこととしました。

その取り組みの1つとして、体罰を含めた子どもの人権侵害に関する「子どもの人権アンケート」(以下「アンケート調査」という。)を毎年度実施し、子ども自身の意見をしっかり受けとめることで、学校生活における子どもの人権を守ってきました。調査結果は再発防止に役立て、「体罰等防止ガイドライン(令和3年7月策定)」の周知や研修等を通じて、子どもの人権擁護に関する意識を高めています。

また、このアンケート調査については、条約及び条例を含む子どもの人権擁護をより推進するため、令和2年度よりこども青少年局こどもの人権擁護担当にて実施しています。

なお、来年度以降は現行の体罰通報窓口を改編し、移行する方向で検討しています。(以下5に記載のとおり。)

2 アンケート調査の概要

(1) 調査対象

市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒(児童ホーム、こどもクラブを含む。)

(2) 調査項目

「身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えることに関すること」のほか、「性的なことに関すること」及び「恐怖感や屈辱感等を与え、心を傷つける言葉遣いに関すること」を調査する必要があると判断し、この3項目を調査項目として設定した。

なお、「いじめに関すること」については、市教育委員会の指導のもとに全校において年3回(各学期最低1回)、児童生徒向けにいじめに関するアンケート調査を実施していることから調査項目から除外することとしている。

(3) 質問内容

上記(2)で設定した3つの調査項目について、以下の質問内容で調査することとした。

(i) 身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えることに関すること

- ① なぐる、けるなど、体を傷つけるようなことをされた
- ② 長時間、正座させられる、長時間、たたされるなど、苦痛をあたえるようなことをされた

(ii) 性的なことに関すること

- ③ 必要でないのに、体をさわられて、いやな思いをした
- ④ いやらしいことを話題にされて、いやな思いをした

(iii) 恐怖感や屈辱感等を与え、心を傷つける言葉遣いに関すること

- ⑤「きもい、クズ」など、心を傷つけるような言葉を言われた
- ⑥「なぐるぞ、しばくぞ」など、怖くなるような言葉を言われた
- ⑦「チビ、デブ」など見た目を悪く言う、けなすような言葉を言われた

(4) 調査時期

令和6年10月1日～10月31日

(5) 調査方法

QRコードを読み取り、デジタル媒体を使って回答する方式。なお、QRコードでの回答が難しいといった理由等で、紙での回答を希望する児童生徒に対しては、個別対応を行うこととした。

3 アンケート調査結果の概要

(1) アンケートの対象者数及び回答数

アンケートの対象者数31,355人に対して3,040件の回答があり、うち16件の回答については何らかの入力(件数18件)があり、それ以外の3,024件の回答は、該当しない旨の回答だった。

	アンケートの対象者数 a	アンケートに何らかの記載または入力があった回答数 b		アンケートに記載または入力があった件数 c
		郵送	デジタル	
小学生	19,737人	0件	12件	12件
(昨年度)	(20,082人)	(35件)	(33件)	(92件)
中学生	9,376人	0件	3件	3件
(昨年度)	(9,536人)	(13件)	(11件)	(36件)
高校生	2,242人	0件	1件	3件
(昨年度)	(2,216人)	(1件)	(1件)	(4件)
合 計	31,355人	0件	16件	18件
(昨年度)	(31,834人)	(49件)	(45件)	(132件)

(※) 特別支援学校については、各校種別に計上している。

(※) 同一人物による複数回答は、回答数ごとに計上している。

(2) アンケートに入力があった件数の内訳

アンケートに入力があった件数18件すべてが、入力内容が調査項目に該当し、詳細な内容を確認する必要がある事案であった。

	アンケートに記載または入力があった件数 a (b+c)	aのうち、記載または入力内容が調査項目に該当し、 詳細な内容確認をする必要がある件数 b				aのうち、記載または入力内容が調査項目でない件数 c
		身体に対する侵害 や肉体的苦痛を与えること に関すること (i)	性的なことに 関すること (ii)	恐怖感や屈辱感等 を与え、心を傷つ ける言葉遣いに関 すること (iii)	小 計 b (i + ii + iii)	
小学生	12件	3件	1件	8件	12件	0件
(昨年度)	(92件)	(14件)	(0件)	(25件)	(39件)	(53件)
上記小学生のうち、児童ホームや 子どもクラブに関するものの内数	2件	2件	0件	0件	2件	0件
(昨年度)	(3件)	(1件)	(0件)	(1件)	(2件)	(1件)
中学生	3件	1件	0件	2件	3件	0件
(昨年度)	(36件)	(5件)	(0件)	(10件)	(15件)	(21件)
高校生	3件	1件	0件	2件	3件	0件
(昨年度)	(4件)	(1件)	(0件)	(0件)	(1件)	(3件)
合 計	18件	5件	1件	12件	18件	0件
(昨年度)	(132件)	(20件)	(0件)	(35件)	(55件)	(77件)

(3) 調査対象事案の内容確認結果

18件の事案については、アンケートに入力された内容を、市教育委員会を通じて各学校へ提供し、各校において事案に関わりがあると思われる教職員及び児童生徒への聞き取り等の内容確認を行った。

また、内容確認を行った結果、うち 2 件は同一の事案であったため、合計件数は次の表のとおり17件となっている。

	身体に対する侵害 や肉体的苦痛を与 えることに関する こと (i)	性的なことに 関すること (ii)	恐怖感や屈辱感等 を与え、心を傷つ ける言葉遣いに関 すること (iii)	合計
体罰認定	1件	0件	0件	1件
(昨年度)	(0件)	(0件)	(0件)	(0件)
体罰以外の不適切な行 為・言葉遣い等	0件	0件	2件	2件
(昨年度)	(0件)	(0件)	(2件)	(2件)
指導上許容できる範囲内 の行為・言葉遣い等	3件	1件	6件	10件
(昨年度)	(14件)	(0件)	(18件)	(32件)
その他 (保護者や子どもの意向により調査 できないもの、子どもと教員の主 張が異なり正確な内容確認ができ なかったものなど)	1件	0件	3件	4件
(昨年度)	(6件)	(0件)	(15件)	(21件)
合計	5件	1件	11件	17件
(昨年度)	(20件)	(0件)	(35件)	(55件)

(4) アンケートに入力があった調査対象事案の主な内容

<体罰認定>

- ・授業中、生徒に対し、ものさしで頭頂部を叩いた。

<体罰以外の不適切な行為・言葉遣い等>

- ・授業中、児童に向けて心を傷つける発言をした。
- ・授業中、生徒に向けて怖くなるような発言をした。

<指導上許容できる範囲内の行為・言葉遣い等>

- ・行事に向けて、学年全体を鼓舞する目的で、普段より強い口調で指導した。
- ・他の児童に対して乱暴な行動があった児童を制止するため、大きな声で注意した。

4 調査対象事案(不適切な行為・言葉遣い等)への対応について

<体罰認定事案(1件)>

市教育委員会及び学校長から事実確認を行い、体罰を行った教員に対し、適切な指導方法について指導を行うとともに、適切な対応を進めている。

<体罰以外の不適切な行為・言葉遣い等(2件)>

市教育委員会及び学校長から不適切な行為・言葉遣い等を行った教員に対し、厳重に注意するとともに、適切な指導方法について指導を行った。

5 来年度以降の取組について

今後のアンケート調査については、現行設けている体罰通報窓口を改編し、通報対象を体罰、暴言等だけでなく、虐待、いじめなどあらゆる子どもの人権侵害に拡大したうえで移行する方向で検討を行う。

以 上

■個人情報のただし書き

このアンケートは、子どもの人権侵害に関する体罰等の抑止を図り、早期発見、早期対応に取り組むものです。

匿名性を重視し、子どもの学年、性別等や、関係者が把握できるような個人の特定につながる情報は、プライバシー保護の観点から非公表とします。

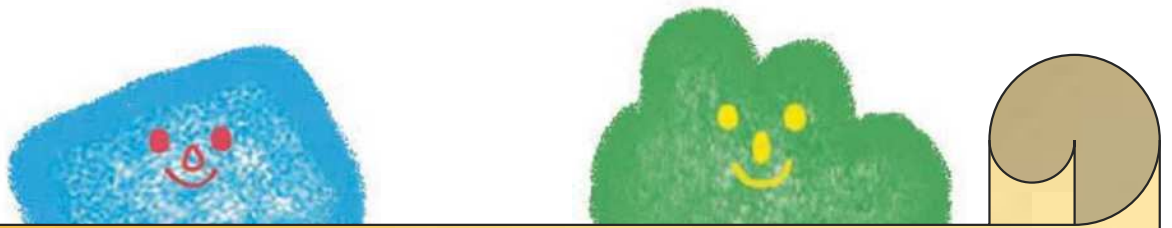
子ども・家族の人権尊重・個人情報保護に、ご理解とご配慮をお願いします。



尼崎市
子どものための
権利擁護委員会
活動報告書
【令和5年度実績】

令和6年(2024年)11月
尼崎市子どものための権利擁護委員会

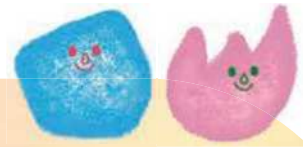




目 次

はじめに	2
子どもの権利について	3
子どものための権利擁護委員会とは	4
令和5年度相談受付実績	5
令和5年度活動実績	7
令和5年度相談事例	9
みなさんへ伝えたいこと	11

1 はじめに



ごあいさつ

今年2024年は、国連で子どもの権利条約が採択されてから35年目、日本が同条約を批准してから30年目の節目の年です。…批准から30年も経っているのですね。この30年間で振り返って、「子どもの権利」という概念が、日本社会に浸透してきたと言えるのでしょうか。

子どもを巡る課題を語る言葉として、児童虐待、ヤングケアラー、子どもの貧困、いじめ、不登校、体罰、合理的配慮、LGBTQ などたくさんの言葉があふれています。これらの課題に対処するために、これまで、心ある大人たちは、いろいろな取り組みを展開してきました。昨年（2023年）、こども家庭庁が発足しこども基本法が施行されたことは、記憶に新しいところです。他方で、子ども支援をしている大人には、そのアプローチの仕方に課題はなかったでしょうか。

子ども支援に注力してきた人たちの中には、実は、当たり前のように知っている感覚というものがあるように思います。それは、子ども中心に考える、その子どもから見ると周囲はどのように見えるだろうか、という視点です。

この視点は、その子どもを、ひとりの人格として尊重するスタンスであり、子どもを人権享有の主体としてみるという立ち位置でもあると思われます。

子ども支援をする上では、このスタンスに依拠することが重要であると思っています。実は、このスタンスを突き詰めていくと、「支援」というより、「伴走」という感覚に近くなっていきます。子どもが感じていることや考えていることに関心をもち、その気持ちを引き出すためのアプローチが必要になってきます。そうでなければ、うまく「伴走」できませんから。このアプローチは、子どもの権利条約第12条に定められている「子どもが自分の気持ちや意見を聴かれる権利」（いわゆる、子どもの意見表明権）が行使されることをサポートするアプローチである、と言いかえることができます。

このように、子どもの意見表明権は、大人が子どもを支援する上でのアプローチの仕方の基本を示す概念であるのです。

「子どものために何かをしてあげる」ではなく、「子どもとともに考え、子どもがみずからの力で歩んでいくのをサポートする」というスタンスで、子ども支援をしませんか。私は、このような実践の積み重ねによって、子どもの権利保障が根付いた社会になっていくと信じています。

私たちの活動は、4年目になりました。私たちは、上記スタンスに基づき活動をしています。ここ尼崎がよりよい街に発展していくためには、将来の担い手である子どもたちがいきいきと過ごしていけるようサポートをする必要があります。私たちは、その一翼を担っているという自負のもと、引き続き活動をして参ります。



尼崎市子どものための権利擁護委員会
委員長 曾我智史

<委員名簿>

	氏 名	職 種	委嘱期間
委 員 長	曾我 智史	弁護士・社会福祉士	令和3年4月1日～令和7年3月31日
副委員長	吉池 毅志	大学准教授・精神保健福祉士	令和4年10月1日～令和7年3月31日
委 員	古川 知子	大学教授・臨床心理士	令和6年4月1日～令和7年3月31日
専門委員	幾田 喜憲	元 小学校校長	令和3年4月1日～令和7年3月31日

2 子どもの権利について

条約全文



■ 児童(子ども)の権利に関する条約

児童(子ども)の権利に関する条約は、子ども(18歳未満)を権利を持つ主体と位置付け、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。この条約には4つの原則があり、条約で定められた権利を考えると、常に合わせて考えることが大切です。この条約は、平成元年(1989年)の国連総会で採択され、平成2年(1990年)に発効し、日本は平成6年(1994年)に批准(※確認し、同意すること)しました。

4つの原則

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します

主な権利

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

■ 尼崎市子どもの育ち支援条例

児童(子ども)の権利に関する条約の精神にのっとり、次の基本理念のもと、子どもの人権を尊重することを基本とした尼崎市子どもの育ち支援条例を平成21年(2009年)に制定しました。

条例全文



子どもにとって
の最善の利益
を考える

子どもの主体
性をはぐくむ

大人が協力して
子どもが健やか
に育つ環境を
つくる

福祉、保健、
教育分野など
が連携する

3 子どものための権利擁護委員会とは

■ 設置の背景

体罰事案などの子どもの権利が著しく侵害される重大な事案が発生したことから、令和3年4月に尼崎市子どもの育ち支援条例を改正し、子どもの権利をしっかりと守るための仕組みを作ることとしました。

■ 位置付け

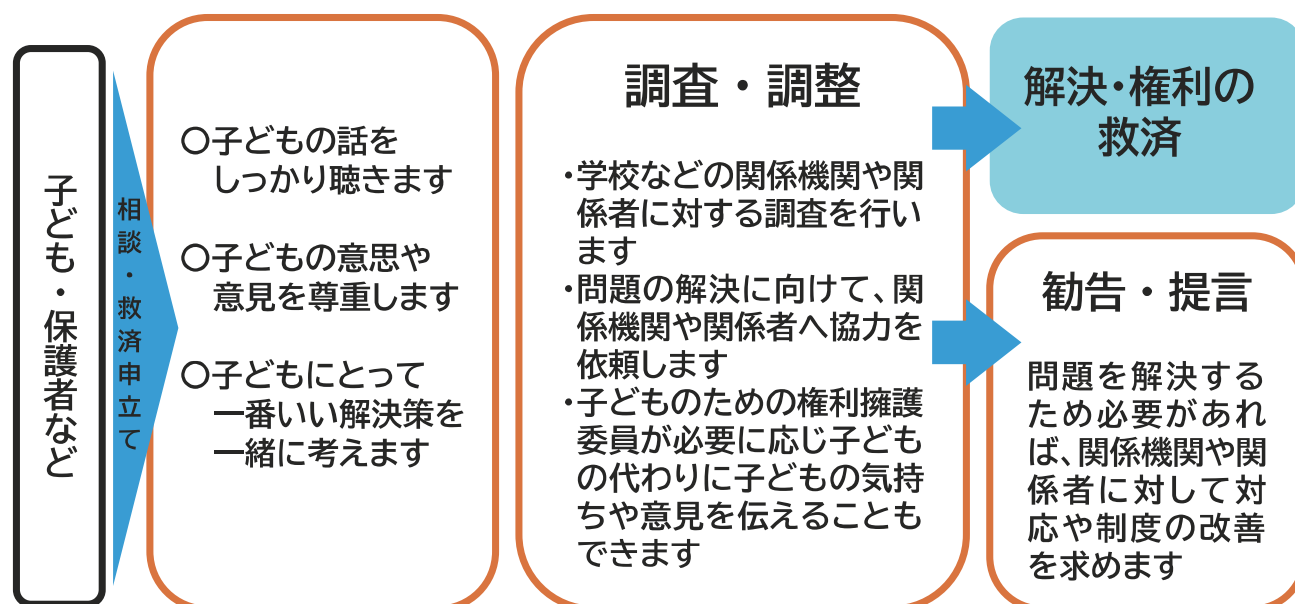


子どもたちのための権利擁護委員会

子どもを取り巻く関係機関

- 1 位置付け 尼崎市子どもの育ち支援条例第23条に基づき、子どもの人権擁護の事項に関して調査審議を行う独立性と専門性を有する機関
- 2 委員会の組織
 - 委員** 子どもの人権擁護について専門的な知識経験を有する者
 - 専門委員** 専門の事項を調査させるため専門的な知識経験を有する者
 - 相談員** 相談窓口における子どもの人権擁護に係る相談員
- 3 機能 ① 調査・調整機能 ② 提言機能 ③ 広報・研修機能
- 4 開設日 令和3年4月1日(※相談受付開始は令和3年7月1日から)

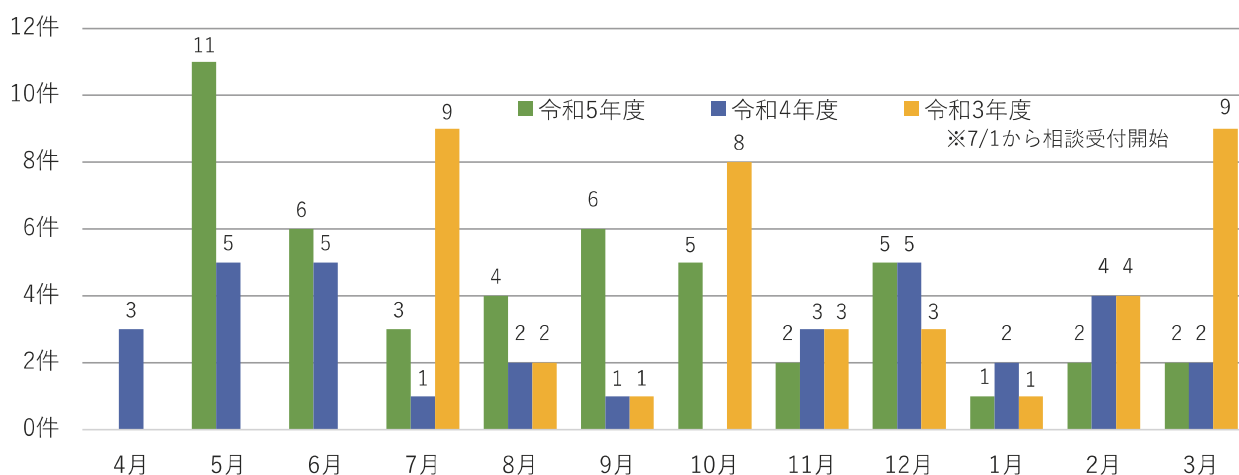
■ 相談・救済の流れ



4 令和5年度相談受付実績

グラフ1

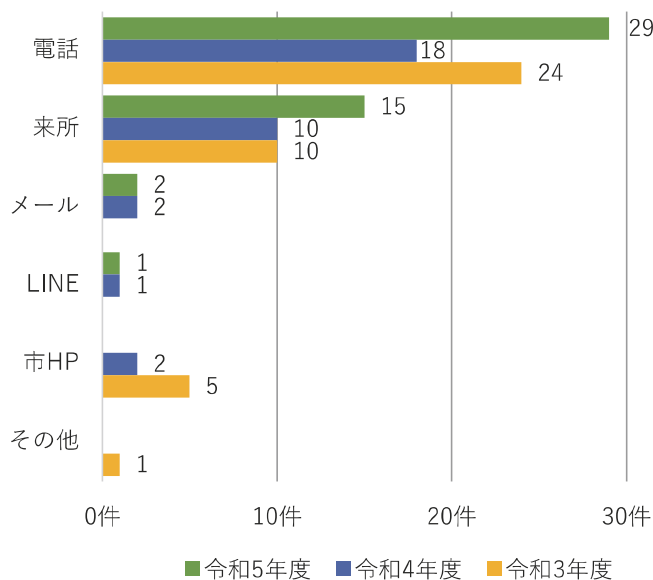
相談件数



令和5年度の相談受付件数は、合計**47件**でした。(令和4年度33件・令和3年度40件)
月別にみると、年度初めの4月～6月に比較的多く相談が来ています。

グラフ2

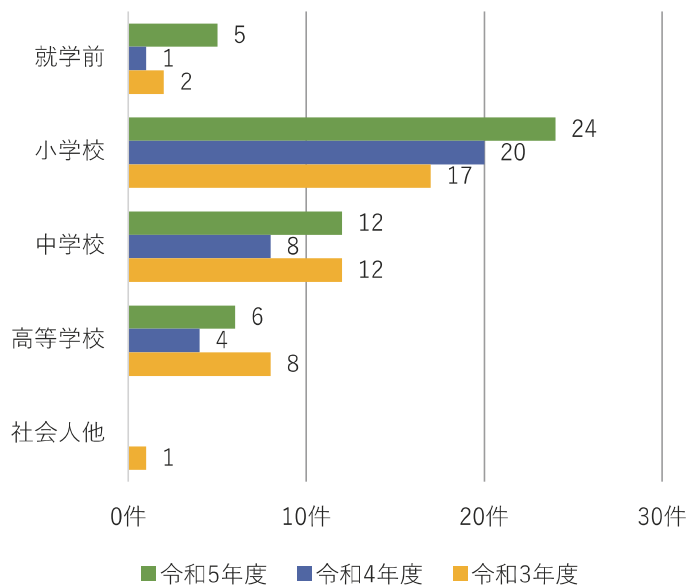
どんな方法で相談を受けた？



電話での受付が**29件**(62%)と最も多く、直接来所が**15件**(32%)、メールが**2件**(4%)、LINEは**1件**(2%)でした。

グラフ3

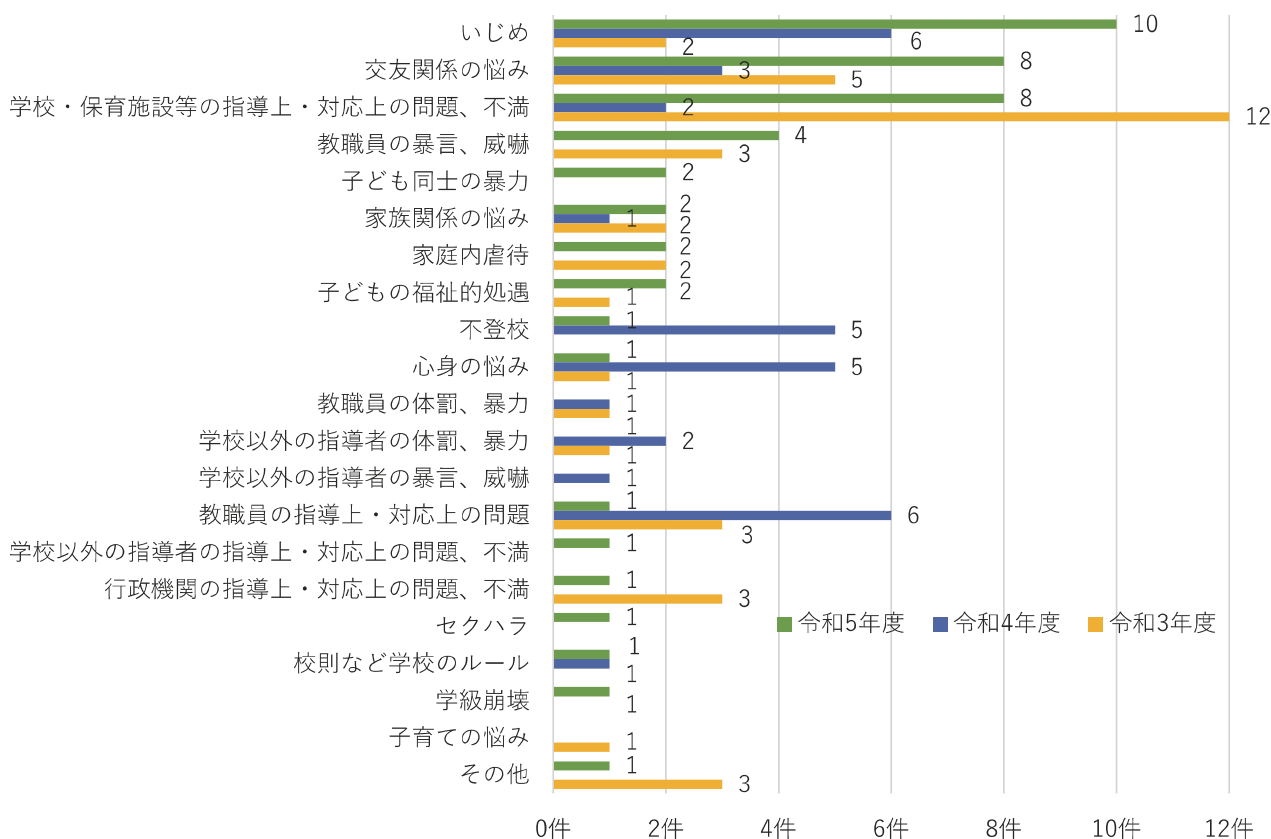
子どもの年代は？



相談対象の子どもの年代は、**小学生が24件**で昨年度同様に最も多く、中学生が**12件**、高校生が**6件**と続きます。

グラフ4

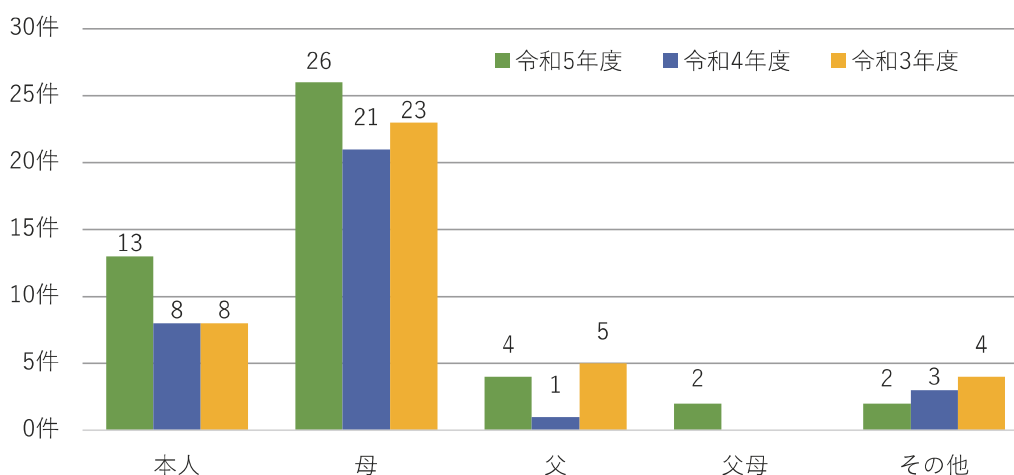
どんな相談内容が多い？



最も件数の多かった内容は、「いじめ」が10件で、「交友関係の悩み」「学校・保育施設等の指導上・対応上の問題、不満」が各8件と続きます。

グラフ5

どんな関係の人からの相談が多い？



「母親」からの相談が26件と昨年度同様に最も多く、次に「本人」が13件となりました。

※「その他」は祖父母や支援者など

5 令和5年度活動実績

委員会活動日記など

活動報告会の開催



令和5年度 活動報告会

日 時 令和5年11月18日(土) 午後1時30分～3時30分

テ ー マ 「子ども参画のインクルーシブ教育を考える」

参加者数 30名

子どもアドボカシー研究の第一人者である熊本学園大学教授の堀正嗣氏の基調講演の後、豊中市立南桜塚小学校校長の橋本直樹氏もパネリストに加わり、校内で障害のある子どもと共に学ぶ様子をお話しされるなど、有意義で熱意あふれるパネルディスカッションとなりました。



言うてええねん会議の開催



第1回 言うてええねん会議

日 時 令和6年2月10日(土) 午後1時30分～2時30分

テ ー マ 「こんな学校だったらいいな～学校のルールってなんだろう～」

参加者数 21名

ふだん思っていること、伝えたいことを子どもたち自身で大人たちに発表するイベントを開催しました。にぎやかな雰囲気の中、参加者のみなさんと意見交換する中で、「またやりたい!」との声をいただき、大変好評でした。



※「言うてええねん会議」について

委員会として年に1度、1年間の活動実績を報告する「活動報告会」を実施してきましたが、その内容が子どもにとっては難しいため「子ども向けの活動報告会」を実施しようということになり、子どもの権利についての子どもたち向けの周知啓発活動として、また、子どもアドボカシー活動（子どもの声をしっかり聞き、子どもの意見表明を支援する活動）の1つとして「言うてええねん会議」を実施することとなったものです。



みんなのサマーセミナー2023

日 時 令和5年8月5日(土) 午前10時00分～10時50分

テ ー マ 「言うてええねん!」

参加者数 17名

吉池副委員長が、サマセミの講師として尼崎市立尼崎高等学校の教室で講義を行いました。「ヤバいピンチに、子どもの切り札になり秘密を守る、役所でもない、独立した委員会」のお話。大変盛況な雰囲気の中、終えることができました。



※「みんなのサマーセミナー」について

「誰でもセンセイ、誰でもセイト」が合言葉の夏の学びの祭典。大人も子どもも関係なく、まちの人が自分の好きなことや得意な分野でセンセイになり、誰でもその授業を受けることができます。

その他 広報・研修



令和5年 6月22日	なないろ保育園
24日	なないろ保育園
7月13日	水堂小学校育友会(市政出前講座)
8月21日	大庄中学校(市政出前講座)
11月12日	オレンジリボンフェスタ(尼崎市社会福祉協議会)
18日	尼崎市スポーツ少年団
12月 1日	薬物教室(疾病対策課)園和北小学校6年生
13日	いくしあプロジェクト
20日	いくしあ講演会
令和6年 1月18日	小園中学校 教職員体罰防止研修会
19日	常陽中学校 校則見直し職員研修会
25日	法人保育園連携合併検討委員会
2月 1日	社会教育課人権啓発推進委員会(市政出前講座)
8日	薬物教室(疾病対策課)小園小学校6年生
14日	大庄北中学校 校則見直し職員研修会

勧告・提言



令和3年度の開設から令和5年度末までに勧告1件、提言3件を行いました。
令和5年度の保育所の入所決定手続に関する提言では、保育所の入所判定において、「加配の要否」を判断材料として用いないことなどを提案しました。

★保育所の入所決定手続に関する提言



6 令和5年度 相談事例

※令和5年度中に、当委員会に寄せられた相談をもとに個人が特定できないよう一部修正を加えています。

事例1

事案内容

Aさんは4歳。発語が遅く、育ちに心配があったので、個別療育を受けながら、集団保育を行う児童発達支援事業所に通っていました。集団の中で、周囲の子どもや先生たちとのかかわりを通してAさんが成長していく姿を見て、Aさんのお母さんは公立幼稚園の加配枠での入園を希望して、園との話し合いを進めてきました。しかし、教育委員会の就園検討会議では、個別対応ができる専門の療育機関がふさわしいという意見が出されました。Aさんの就園について悩んだお母さんが、Aさんが通う児童発達支援事業所の職員と共に、権利擁護委員会に来所しました。

対 応

相談室にやってきたAさんは、初めての場所に臆することもなく元気いっぱいでした。支援事業所からAさんの日ごろの様子を教えてもらい、お母さんから、「Aの教育を受ける権利として、子ども同士で学べる環境を保障して欲しいのです」という願いを聞きました。

ちょうど尼崎市では、市立幼稚園のあり方を検討し、就学前教育ビジョンの素案をまとめている時期でした。入園は各園ごとの判断ではなく、市全体で統一された公平な制度の構築に取り組んでいるところで、「インクルーシブ教育」は大事な柱となっていました。保護者と関係機関が協力してAさんの進路を考えるために、権利擁護委員会は調整役で入ることにしました。教育委員会との話し合いの場では、就園決定の新しい仕組みの構築においては、子どもの人権の視点から考えて欲しいと意見を述べました。

また、ビジョン素案のパブリックコメントには、子どもの権利条約に基づき、「子ども又は子どもを養育するものの意見が適切に反映される仕組みが含まれている必要がある」等の意見を出しました。教育委員会はこの意見を参考として、就園検討会議は決定機関ではないことをビジョン案に明記し、一人ひとりの子どもの状況を勘案して判断していくこと、保護者への丁寧な説明によって理解を求めるという考えを示しました。

さらに教育委員会はAさんが希望する幼稚園での体験保育を用意し、発達検査や児童発達支援事業所のヒアリングも実施して、具体的にAさんの特性を見て検討しました。権利擁護委員会も、専門委員が幼稚園に赴いて、園長先生ら関係者との意見交換を重ねました。

結 果

令和6年2月に策定された「尼崎市就学前教育ビジョン」には、障害者権利条約の趣旨等を踏まえてインクルーシブ教育を推進することが明記されました。4月、Aさんは希望する市立幼稚園に無事入園することができ、相談室に新しい園服姿を見せに来てくれました。



事例2



事案内容

Bさんは小学校5年生。学校で配布された権利擁護委員会のリーフレットを持って来所しました。Bさんの相談は学校で経験したいじめに関することでした。クラスメイトから暴言を受けて傷ついたBさんは学校に相談しましたが、学校の対応は曖昧で、いじめの黙認に等しいとBさんには感じられました。

「大人は子どもの話を聞き流す。ちゃんと向き合ってくれない」と訴えるBさんの心の奥には、もう一つ、納得できない出来事がありました。それは2年前に一時保護された時の児童相談所の対応でした。なぜ措置が必要だったのかわからないままで、親と会いたいと訴えても、応答してもらえなかったと話しました。

対 応

権利擁護委員会では、2つの出来事について、Bさんが書いてきてくれたメモと照らし合わせながら、詳しい話を聞きました。Bさんが望む解決は、自分の意見を学校と児童相談所に伝えて、それぞれの機関から説明が欲しいという意見表明でした。

まず、学校に対しては、いじめを発見した時は、子どもの話を真剣に聞いて対策を考えてくれるように意見を述べようということになりました。校内でBさんの相談にのってくれていたSSWの協力を得て、学校でBさんの意見表明の場を設け、Bさんは先生たちに直接、思いを伝えました。それに対し、先生たちは学校の指導の方法や今後の取り組みについて説明してくれました。

また、児童相談所は当時の記録を確認して、一時保護の理由と経過について、正確にBさんに説明してくれました。Bさんが生きてきた“家族の物語”は、行政の措置によってつながらない部分が出来てしまっていました。児童相談所の説明を聞き、空白の部分を埋めることができて、Bさんなりの理解をすることができました。

二つの訴えの場面には、権利擁護委員会が同席して、Bさんと一緒に話を聞きました。

結 果

Bさんは今、中学生になりました。権利擁護委員会の行事にも参加して、意見を述べてくれます。アマブラリに来た時は、お父さんと一緒に相談室に立ち寄って、明るい顔で学校生活の様子を話してくれます。

言うてええねん！



7 みなさんへ伝えたいこと



委員長 曾我 智史



令和5年度は、いろいろな関係調整活動にたずさわったように思います。学校ほか関係機関とのやりとりも多く、その分、子どもたちから話を聴く機会も多かったです。当然ですが、子どもたちは、一人ひとり考え方や感じ方が異なっており、それを知ることで、自分がどのようなサポートができるかと自問自答することが多いです。

事例で紹介したケースですが、障がいの有無によって、現実に関係機関の対応が異なりました。それがやむを得ないのではないのかという大人側の事情に直面しつつも、私たちが目指すものは何かという原点に立ち戻り、調整活動に入りました。私自身が「制度側の事情」が分からないではなかったため、何をどこまで言うべきか迷いはありました。しかし、「制度側の事情」は、すなわち、社会側が作った障害であると捉えることができますし、その事実上の不利を子どもが負うのは不合理であると思いました。また、ある子どもに障がいがあるとしてレッテルを貼っているのは、私たち大人なのだとことを実感するケースでもありました。私の強い言い方により、その関係機関を困らせてしまったように思います。しかし、最終的には、その関係機関は、子ども中心に考えてくださり、他の子どもと同様の教育機会を提供することに助力をしてくださいました。その関係機関には感謝の言葉しかありません。

「子どもの最善の利益」という言葉がありますが、この言葉は、「一人ひとりの子どもにとって最も良いことは何か」という個別性を前提にしたものです。上記ケースは、この言葉の意味も考えさせられました。この言葉がなければ、子ども支援に携わる人たちの間での共通基盤が得られないと思う一方で、この言葉だけでは、子ども支援の方向性は決まらないということも実感しました。

子ども一人ひとりの気持ちや声を確かめながら、また、その子どもにとって最も良いことは何かということを悩み考えながら、私たちの活動は続きます。



副委員長 吉池 毅志

この一年も、たくさんの声が、わたしたちおとなに届きました。「思ったこと」を、「言葉」にして、「誰かに話す」って、とても難しいですね。「思ったこと」は、自分の間違いじゃないか、自分が悪いんじゃないか、最初に自分を反対するのは、自分自身です。自分の壁を乗り越えるのも大変です。自分の壁を越えたら、こんどは、「言葉」にすることが壁になります。

悲しかったことが言葉にならないし、悔しかったことが言葉にならず、声にならなくて涙になったりもする。でも、おとなだって、言葉にできなかつたりします。だから、歌詞にしてくれた好きな歌手の言葉を、自分の言葉のように歌ったりします。18歳の人にとっても、言葉にすることは難しいし、13歳の人にはもっと難しい。8歳の人にはもっともっと難しいし、3歳の人にはもっともっともっと難しい。だから、言葉にならなくても、言葉にしなくても、いいんです。

言葉を探す時間、わたしたちも同じ時間の中に入ります。わたしたちは、声を探すおとなです。よければ一緒に。「誰かに話す」には、たくさんの壁があります。話す前に、その人を見つめます。聞いてくれない人ではないこと、聴いてほたらかしにしない人であること、勝手に決めつける人でないこと、勝手にほかのおとなに話す人ではないこと、待ってくれない人ではないこと、全てわかってると思いこまない人であること、話した気持ちをわかろうとしてくれる人であること。期待、不安、期待、不安が、繰り返され、期待が勝ったときに、はじめて話せます。期待外れになったときは、「期待外れだ」と言われたことをわたしたちは宿題にします。

こどもと親の思うことが違ったら、こどもが思うことを大事にします。そして、親が思うことや心配もちゃんと聞いて、考えます。

子どものための権利擁護委員会が、もっとこどものために役立つように、たくさんの声が集まることを願っています。ぜひ、声を聴かせてください。

委員 古川 知子



2024年4月に着任しました。スタッフの皆さんと連携しながら、子どもたちの「しんどさ」に向き合っていきたいと思います。

私は、元々高校の教員です。幼少期から、幼稚園児のときは幼稚園の先生、小学生では小学校の先生、中学生では中学校の国語の先生にずっと憧れていました。にもかかわらず、高校に入ってから、「高校の先生になるのは、絶対やめよう」と決心しました。……しかし、その後、紆余曲折を経て、高校の教員になりました。

当時、新任教員として、様々な課題を抱える高校生と関わる中で、子ども理解は最大の関心事でした。特に、暴力や暴言等の問題行動でSOSのサインを示す子どもたちへの対応に常に悩んでいました。

そんな中、夏季休業中に研修で学んだ「カウンセリングマインド」に関する知識や技術を、2学期から活かしたいと意気込んだにもかかわらず、せっかくの子どもからのSOSに適切に対応できませんでした。そのときの「悔い」は、今でも「自分への戒め」であり、「自分がやりたい活動の原動力」になっています。

当時の私は、圧倒的に「生徒指導力」が足りなかったのですが、教員にとって必要な資質は、毅然とした「生徒指導のチカラ」と、きめ細かく「子どもを理解し支援するチカラ」の両方のバランスだと思っています。

現在、大学では、教員をめざす学生たちに関わる仕事をしています。学生たちが将来、子どもに関わる「先生」や「指導者」になることを想定して、彼らが出会い、向き合うかもしれない様々な子どもたちを守り切ってほしいと願い、学生指導や支援に携わっています。

子どもは誕生し、養育者と出会い、さらに他者との関係性の中で、成長・発達していきます。そんな中で「しんどい」「嫌や」という感情を抱いてもいいということ、そんな感情を誰かに話してもいいということ、この活動の中で子どもたちに伝えていけたらいいと思っています。



専門委員 幾田 喜憲



私が「子どものための権利擁護員会」に関わり子どもたちの悩みや成長の様子を見ていく中でいつも思うことがあります。『大人が思うより子どもたちは自分で物事を考え行動する力を持っている』ということです。

「言うてえねん会議」や生徒たちによる校則についての話し合いの場面など見るにつけ、自分の意見を発信し判断する力を持っていると思わせる姿がそこにありました。自分の意見や考え方を根拠に「こんな学校を作りたい」「こんな勉強がしたい」「〇〇するとこのような困難点があるのでこういう校則にすればよい」「このことは集団生活の中で必要だからこうしよう」など、根拠と方向性を示し考え方を述べる、はつらつとした姿がよく見受けられました。考え、発信し理解しようとする。意見の食い違いを埋めてみようとする。目標に向かって一步階段を上がろうと踏み出す。こんな小さな一歩が子どもたちを豊かにしていることが感じられ、私自身も嬉しくなりました。このような体験を子どもたちに積み重ねていってほしいと強く思います。そして、できることなら、次のステップでは同世代だけでなく年齢世代の異なった間でも話し合いに共感しあう経験をしていけたら素晴らしいです。それは長い人生の道のりの確かな力となると思います。

多くの経験から自ら考え行動するエネルギーが育っていく。喜怒哀楽を多く体験し、感受性豊かに成長する子どもたちは情報を活用し次のステップへ歩いていくでしょう。

子どもたちに尋ねてみましょう「どうしたいの?」「やってみようよ」「〇〇だからこうしたい」という子どもたち自身の言葉で語ってくれるでしょう。その言葉がでてくるのを楽しみに、私たちは根気強く待ちたいと思います。



相談員 内田 扶喜子



子どものための権利擁護委員会も3年を経過して、少しずつ子どもたちの間に浸透し、電話やLINEが増えてきました。電話の向こうの声に気持ちを集中しながら、「ことばが届く」「ことばを受けとめる」ことの意味を繰り返し考えます。願わくば、電話の向こうの誰かに、「届いた」「受けとめてもらえた」と感じてもらって、場合によっては、会えたらいいと思います。

悩みや傷つきを話す相手は誰でもいいわけではないので、うちの委員会につながって来てくれたことを大事にしたいと思います。「聴くことの力」を信じて、ことばにならないところ、沈黙も受けとめていけたらと思う日々です。

相談員 佐々木 裕子



子どもの権利条約第3条に「子どもにとってもっともよいこと（子どもの最善の利益）」があります。

相談員をはじめた頃、先輩から、子どもにとって一番いいことを大人が考えてはいけない、大人が思う子どもにとって一番いいことではなく、子どもの意見を聞く中で、その子にとっての一番良いことを一緒に考えることが相談員の役割、そのことを忘れてはいけないと教わりました。

子どもたちが本当に伝えたい気持ち「わたしはこれが一番なんだ」、その声を引き出せるつながりを大切にしたいと心がけています。

みなさんの声を聞かせてください。

相談員 西村 恵子



「子どもの権利条約」が日本で最終的に検討され、承認を与えられてから、今年で30年になりました。

その間、子どもの権利が守られるよう、国や社会だけでなく、先生や保護者など、子どもに関わるおとなたちがずっと取り組んできました。

私たち相談員も子どもの権利を守る「義務の担い手」のひとりとしてささやかながら関わっていますが、「子どもの意見の尊重」については、まだ不十分ではないかと考えさせられることがあります。

子どもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができるように、おとなはその意見を子どもの年齢だけでなく心身の発達に応じた配慮をしながら、子どもを尊重しつつ相談に努めていくことが必要だと日々の活動の中で感じています。

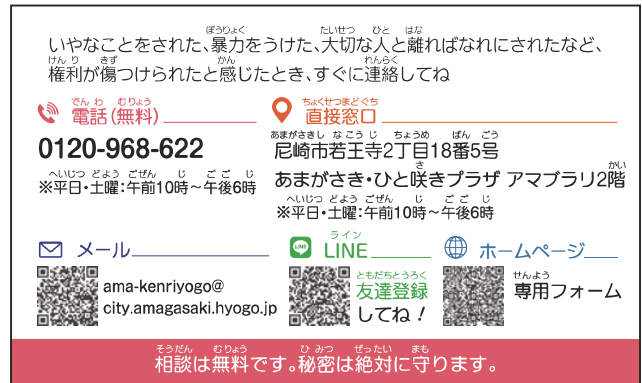
子どもたちが安心して日々を過ごしながら、健やかに成長し、その可能性や能力を十分に伸ばすことのできるよう、一助を担えるように努力していきたいと考えています。



カード



(表面)



(裏面)

リーフレット



(表面)



(中面)

配布先

小学校(公立41・私立1)、中学校(公立18・私立2)、高等学校(公立11・私立2)
特別支援学校、幼稚園、保育施設、関係機関、市民利用施設 など

困ったときのあなたの切り札

いやなことをされた、暴力をうけた、大切な人と離ればなれにされたなど、権利が傷つけられたと感じたとき、すぐに連絡してね。

尼崎市内に在住・在勤・市内の学校などの子ども施設に在籍するおおむね18歳までの子どもが対象です。(※保護者等からの相談も受け付けます。相談は無料です。)

■ 電話 0120-968-622 (※無料でかけられます。)

■ メール ama-kenriyogo@city.amagasaki.hyogo.jp

■ LINE 友達登録してね。

■ ホームページ (専用フォーム)



■ 直接窓口

所在地: ☎661-0974

尼崎市若王寺2-18-5 あまがさき・ひと咲きプラザ内
アマブラリ2階

アクセス: 徒歩…阪急園田駅から約15分、JR塚口駅から約20分
阪神バス(尼崎市内線11番)…阪急園田駅(南)から百合学院下車
JR尼崎駅 (北)から百合学院下車



※1 電話と直接窓口の受付時間は、月～土曜日(祝日を除く)
午前10時から午後6時までです。

※2 メール、LINE、専用フォームは24時間受け付けていますが、
回答や対応は、翌日以降になる場合があります。

発行: 尼崎市子どものための権利擁護委員会

尼崎市こども青少年局 こども青少年部 こどもの人権擁護担当

電話: 06-6409-4723 FAX: 06-6409-4715